福島空港公園における 参画と協働による公園づくりプラン











【思いっきりつかえて、かがやく マイパーク】の実現に向けて

平成 28 年 2 月

福島県 福島空港事務所

目 次

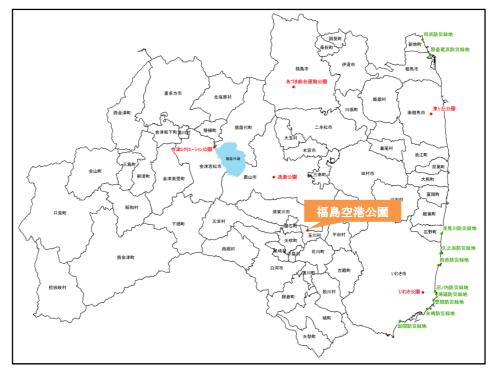
はじめに		1
1. 福島空	空港公園の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
1-1.	公園の概要	2
1-2.	公園の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1-3.	公園の管理運営状況・・・・・・・・・・・・1	1
2. 公園の	つ目指すべき将来像・・・・・・・・・1	2
2-1.	公園活性化のための方向性 ・・・・・・・・・・1	2
2-2.	参画と協働による公園づくりの基本理念・・・・・・・1	2
2-3.	目指すべき将来像・・・・・・・・・1	4
3. 公園特	寺性と利活用方針 ・・・・・・・・・ 1	5
3-1.	公園の利活用に関する基本的考え方	5
3-2.	エリア別の利活用方針	6
4. 参画と	:協働による公園づくりの推進にむけて ····· 2	2
坐士洛业		F

■はじめに

福島県内には、県営公園が6箇所(広域公園5箇所、総合公園1箇所)あり、直営管理されている公園が3箇所、指定管理者により管理されている公園が3箇所あります。

また東日本大震災後には、災害時の防災機能、平常時の地域振興機能、景観・環境の再生・ 形成機能の3つの機能を有する防災緑地を10箇所計画して、住民とのワークショップを重ね ながら現在整備中です。

一方、福島県 では、東日本大 震災や原子力発 電所の事故、新



潟・福島豪雨や人口減少、超高齢化社会の到来、地域コミュニティの継承など、時代の変化と課題を踏まえて、『ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン(2013 年 3 月)』を作成しており、その中では従来型のハード整備優先から、社会情勢の変化を踏まえた県土づくりを進めていくため、県民と「ともに育む、風土が息づく美しい県土」を、県土づくりの基本目標として定めました。

このような時代の流れから、県営の公園・緑地の公園づくりにおいても、地域住民やNPO等の参画と協働による公園づくり **1 の必要性を認識しているところであり、福島空港公園を、その先進モデルとして取り組むために、平成 26 年 11 月に福島空港公園運営検討委員会 **2 を設置しました。

本プランは運営検討委員会の検討を踏まえて、福島空港公園の特性を踏まえた『目指すべき将来像』、および『利活用方針』をとりまとめます。

あわせて、参画と協働による公園づくりの推進にむけた取り組みについてとりまとめ、公園の魅力や可能性を発掘しながら、地域の活動や交流の拠点となる公園を目指していきます。

- ※1 公園づくりとは、公園建設という意味ではなく、管理運営の目的や基本方針、具体の作業方針などを定める概念です。
- ※2 福島空港公園運営検討委員会の概要は巻末資料に示しました。

1. 福島空港公園の概要

1-1. 公園の概要

(1) 概要

福島空港公園は、昭和62年8月に広域公園として328.6ha が都市計画決定され、昭和63年のエアフロントエリアの工事着工から段階的に整備を進め、現在52.1ha が供用されています。

①設置目的

福島空港公園は、広く県民にレクリエーションや自然とのふれあいの場を提供することを目的として設置された広域公園です。

②事業概要

1:事業箇所 須賀川市大字狸森、玉川村大字北須釜地内

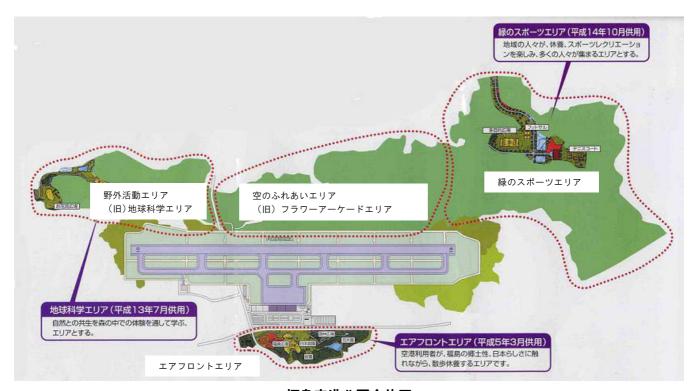
2:公園種別 広域公園 3:計画決定面積 328.6ha 4:事業認可面積 328.6ha

5: 供用面積(平成 28 年 2 月現在) 52.1ha(計画決定面積の 15.8%)

平成5年 エアフロントエリア 19.4ha

平成 13 年 野外活動エリア (旧:地球科学エリア) の一部 6.3ha

平成 14 年 緑のスポーツエリアの一部 26.4ha



福島空港公園全体図

③沿革

福島空港公園は、福島空港の緩衝緑地としての機能も併せ持つ公園として、昭和 62 年に都市計画決定しました。その後、平成 6 年に福島空港の拡張計画に伴い、全体面積 328.6haの計画に変更しました。

一方、平成 14 年に基本計画の見直し方針が示され、平成 21 年から平成 22 年にかけて、基本計画の見直しを行い、平成 26 年に福島空港公園基本計画〔改定〕を公表しました。

昭和59年: 福島空港公園基本計画調査に着手

昭和62年:都市計画決定(8月21日付福島県告示第1046号)事業着手

昭和63年: エアフロントエリアより工事着工

平成 5 年 : エアフロントエリア一部 (12.4ha) 開園

平成 6 年 : 空港将来構想に合わせ、都市計画区域変更決定 (328.6ha)

(12月16日付福島県告示第1134号)

平成 7年 : エアフロントエリア 19.4ha 全体が開園

平成 13 年: 野外活動エリア(旧:地球科学エリア)の一部(6.3ha) 開園

(野外活動広場、お花見広場)

平成 14 年: 緑のスポーツエリアの一部(18.2ha) 開園

基本計画の見直し方針

平成 16 年: 緑のスポーツエリアに 21 世紀建設館を供用

平成 18 年: 緑のスポーツエリアの一部 (1.5ha) 開園

平成 21 年: 緑のスポーツエリアの一部 (6.7ha) 開園

平成21年: 福島空港公園基本計画の見直し(~平成22年)

(東日本大震災により提言のとりまとめを中断)

平成 24 年: 福島空港公園基本計画検討委員会から見直しの提言

平成 26 年: 福島空港公園基本計画〔改定〕の公表

(2)福島空港公園基本計画〔改定〕

福島空港公園は、平成5年の一部開園以降に3つのエリアが開園していますが、その後の 社会情勢変化や国内経済の低迷、レクリエーション需要の変化、県の財政状況等により、平 成14年に基本計画見直しの方針が示されました。

平成 21 年から平成 22 年にかけて、福島空港公園基本計画検討委員会で基本計画の見直しを検討し、平成 24 年 11 月には「福島空港公園基本計画の見直しについて」の提言書が提出されました。

提言を踏まえ、福島県では平成 26 年 2 月に福島空港公園基本計画〔改定〕を公表しました。

基本計画〔改定〕では、大規模レクリエーション施設中心の計画から、福島空港公園の特徴である広大な自然環境や里山環境を活かした自然保全型の計画へと見直しました。基本計画の概要は以下の通りです。

◆コンセプト

美しい緑につつまれた、未来に広がる「空の公園」

ここには豊かな自然、すばらしい景観、自然と共生する里山環境があり、森のなかで 緑につつまれながらいろいろな体験ができる公園とする。

森を抜けた先には空港が大きく広がり、空を近くに感じられ、いつまでも、多くの人々に利用され、親しまれ続ける公園とする。

◆基本方針

- · 森の中で「癒し」、「学び」、「豊かさ」を実感できる公園
- ・ 自然を満喫しながら、いきいきとスポーツや健康づくりができる公園
- ・ 空港が見えて、わくわくしながらみんなが集う公園
- · みんなが安心して楽しめて、笑顔があふれる公園
- ・ ここにはいつでも魅力があり、いつまでも愛される公園

◆公園管理計画

「適切な維持管理の取組」に加えて「効果的な運営管理への取組」として、4つの項目を掲げています。

1. 参画と協働による公園運営

個性化、多様化する利用者ニーズに対応するため、地域住民や NPO 等との参画と協働を容易にする仕組みづくりが重要である。

2. 貴重な自然資源を活かす

広大で豊かな自然資源について、既成観念にとらわれず活用していく。

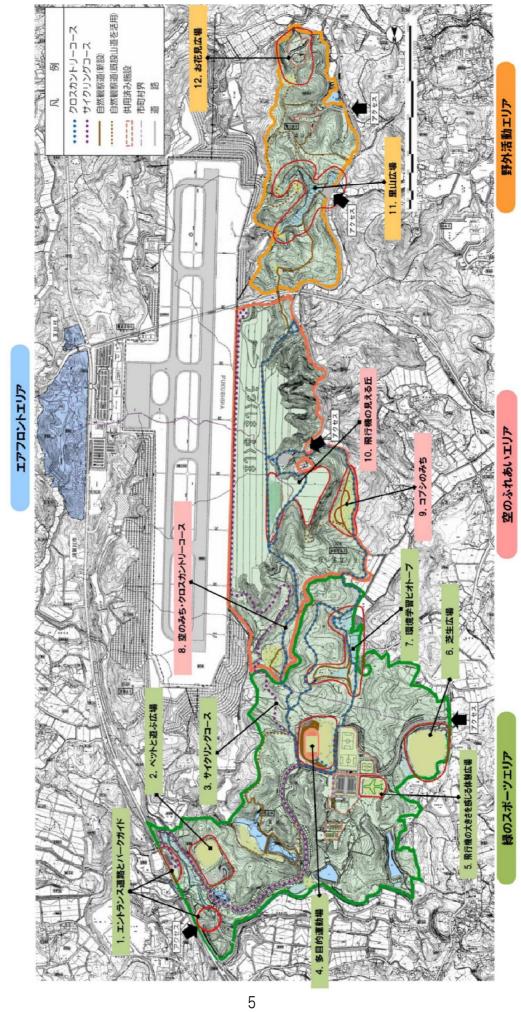
3. 利用者への情報提供

季節ごとに、多様な情報発信を行う。

4. 安全・安心への取組

安全で安心して利用できるルールや防犯体制の検討や、ユニバーサルデザインへ の配慮を行う。

施設計画図 福島空港公園基本計画 [改定]



(3) 主な公園施設

都市計画決定された 328.6ha のうち、現在はエアフロントエリアと、緑のスポーツエリアおよび野外活動エリア(旧:地球科学エリア)の一部が開園しており、開園エリアの合計は、52.1ha です。なお空のふれあいエリアは、未開園です。

エリア別の主な公園施設は、以下の通りです。

【エアフロントエリア】

- ·公園管理棟
- ・福島広場
- · 日本庭園 (須玉亭)
- ・花木園
- ・展望広場
- ・見晴らし台
- ・岩園
- ・桜の広場



【緑のスポーツエリア】

- · 21 世紀建設館
- · 多目的運動広場
- ・フットサルコート
- ・テニスコート



【野外活動エリア】

- ・お花見広場
- ·野外活動広場



出典 公益財団法人 福島県都市公園・緑化協会 福島空港公園事務所ホームページ

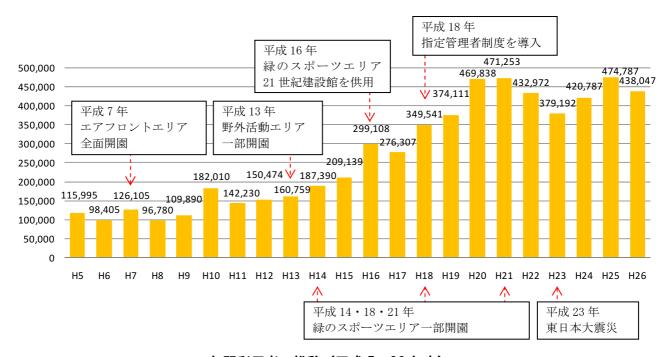
1-2. 公園の利用状況

(1) 公園の利用者数

①公園全体の利用者数

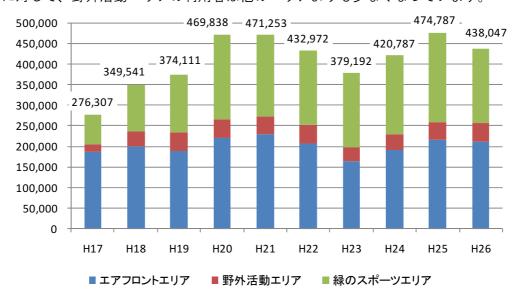
平成 26 年度の福島空港公園年間利用者数は、約 44 万人でした。

指定管理者制度を導入した平成 18 年度の年間利用者数は、約 35 万人であるのに対して、 平成 21 年度には約 47 万人となり、大きく増加しています。東日本大震災の影響により平成 23 年度の利用者数は約 38 万人まで減少しましたが、平成 24 年度以降は回復しています。



年間利用者の推移(平成5~26年度)

エリア別の利用者推移をみると、エアフロントエリアと緑のスポーツエリアが同程度であるのに対して、野外活動エリアの利用者は他のエリアよりも少なくなっています。

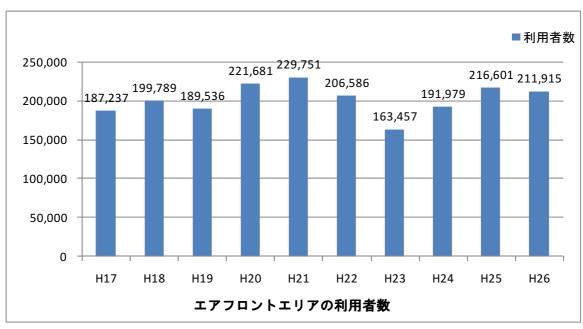


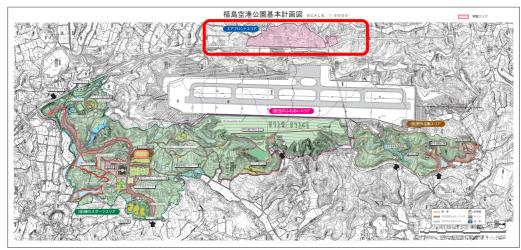
エリア別利用者の推移(平成17~26年度)

②エアフロントエリアの利用者数

平成 26 年度のエアフロントエリアの利用者数は、約 21 万人でした。

東日本大震災の影響により、平成 23 年度の利用者数は減少しましたが、おおむね 20 万人 前後で推移しています。



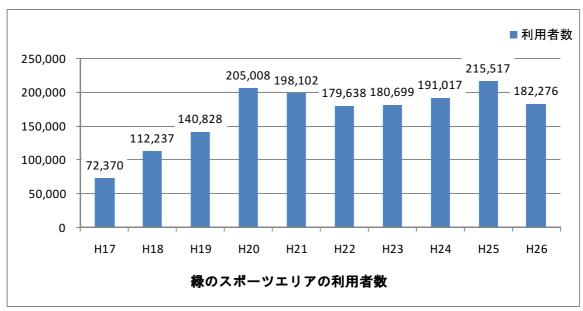




③緑のスポーツエリアの利用者数

平成 26 年度の緑のスポーツエリアの利用者数は、約 18 万人でした。

東日本大震災の影響により、他の屋外運動施設で使用が制約されたこともあり、平成 23 年度の利用者数が前年度から伸びております。平成 26 年度は、運動施設の修繕による利用制限等が影響し、減少したものと想定されます。

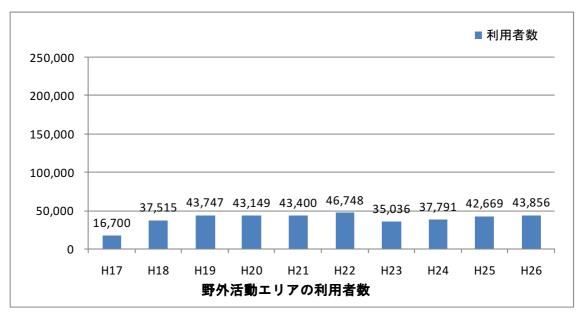






④野外活動エリア

平成 26 年度の野外活動エリアの利用者数は、約 4 万人でした。 おおむね 4 万人前後で推移していますが、他のエリアと比較すると利用者数は少ないです。







1-3. 公園の管理運営状況

公園の管理運営は、広く県民にレクリエーションや自然とのふれあいの場を提供するという設置目的を、より効率的に達成するために、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。

(1)維持管理

維持管理は、公園施設の特徴や植栽木の特性を踏まえた施設管理や植物管理、日常的な清掃、安全管理のほか、利用業務として有料施設の利用調整や受付、料金微収等を行っています。

(2) 運営管理

運営管理は、スポーツやレクリエーション、みどりに関する教室等、年間 140 程度の各種 イベントを開催しています。



空のみちウォーク (福島県都市公園・緑化協会主催)



ソライチ (ソライチ実行委員会主催)

また公園ボランティアとして、環境づくり(植物の維持管理、花壇づくり、園内清掃、自然環境保護等)、公園ガイド(園内施設の案内、自然解説、高齢者の介助、交流活動促進等)、イベント(開催行事の手伝い、各種イベント企画・協力・広報等)ボランティアが定期的に活動をしています。



環境づくりボランティア



公園ガイドボランティア

なお、指定管理者制度が導入された平成 18 年度当初の公園全体の利用者は約 35 万人でしたが、平成 21 年度には約 47 万人に増加しており、指定管理者整備の導入効果が現れております。

2. 公園の目指すべき将来像

2-1. 公園活性化のための方向性

福島空港公園基本計画〔改正〕(平成26年2月)では、利用環境や施設条件を適切に維持管理する事を必須としながら、公園をとりまく背景を踏まえ、利用者ニーズや時代変化に柔軟に対応できる効果的な運営管理の取り組みとして、散策やスポーツ等の一般的な公園利用から一歩踏み出し、公園の新たな利用の仕方や遊び方・楽しみ方を発展させていくために、県民や子どもたちの遊びや自然観察等の活動をしているNPO等の多様な主体の参画を促し、これら団体等と連携を図りながら、公園の魅力や可能性を引き出していく取り組みを検討することを位置付けました。

この中で公園運営をさらに活性化させていくためには、地域住民やNPO等の参画と協働を 容易にする仕組みづくりが重要としています。

そこで県では、平成 26 年度から 27 年度にかけて福島空港公園運営検討委員会を設置し、参画と協働による公園づくりの試行を進めながら、福島空港公園の参画と協働による公園づくりの基本理念、将来像及び推進にむけた取り組みについて検討を進めました。

2-2. 参画と協働による公園づくりの基本理念

現在整備されている各種施設や広大な自然環境を有する空港公園では、自然体験、郷土文化や環境学習、スポーツやレクリエーション活動等の様々な活動が行えます。

また平成 26 年度に実施したニーズ調査では、地域住民やNPO等から、広大な空港公園を 思いっきりつかいたいという要望がありました。

こうしたことから、地域住民やNPO等が、私たちの公園(マイパーク)として親しみ続けられるよう、参画と協働による公園づくりの基本理念を**『思いっきりつかえて、かがやく、マイパーク』**としました。

思いっきり公園をつかう地域住民やNPO等が自己実現を図ることで自身が輝き、また魅力的な活動プログラムを来園者に提供し「もてなす」ことで、交流を通じて公園の活性化と地域の活性化につながることを目指します。

公園づくりの基本理念

思いっきりつかえて、かがやく、マイパーク

- ・ルールに基づき自由な発想で、広大な公園を、思いっきりつかう
- •イベント等の企画・運営、参加を通じて、私たちがかがやく
- •交流を通じて地域が活性化し、地元がかがやく
- ・魅力的なプログラムで、来園者をもてなす

福島空港公園におけるプログラム例



地域住民と考える冒険遊び場





野外活動エリアでのイベント活動



地域団体による自然環境観察会



エアフロントエリアでのイベント活動



空のふれあいエリアでのイベント活動

2-3. 目指すべき将来像

公園づくりの基本理念「思いっきりつかえて、かがやく、マイパーク」を踏まえて、①つかえる、②かがやく、③もてなすを具体的なキーワードとして、目指すべき将来像を以下のとおりとします。

目指すべき将来像

- ① 私たち(地域住民・NPO等)が、つかえる公園
- ② 私たち(地域住民・NPO等)が、かがやく公園
- ③ 私たち(地域住民・NPO等)が、もてなす公園

目指すべき将来像は、私たち(ホスト)が、おもいっきり**つかう**ことで、**かがやき、**その活動を通じながら公園来園者(ゲスト)を**もてなす**ことをイメージしています。また、私たちがそれぞれの活動を通じて交流していく中で、地域もかがやき、公園に関わるすべての人がマイパークとして親しみ続けてくれる公園を目指します。

●基本理念を実現するためのステップ

基本理念 思いっきりつかえて、かがやく、マイパーク

将来像

公園を思いっきりつかう

・自然環境やスポーツ等の体験・イベントなど、自 らやりたい事に使える公園

ホストとして来園者をもてなす

・公園来園者を、かがやく私たちが、地域の良さを 生かしながら、熱い思いでもてなす公園

交流を通じて、 地域がかがやく

- ・自己実現の場として、個人・団体が輝ける公園
- ・輝く個人・団体の交流を通して地域が輝き、地域 活性の場となる公園

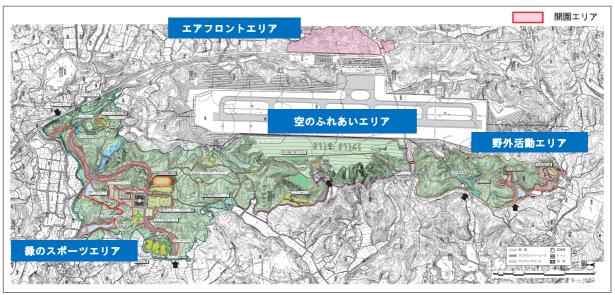
3. 公園特性と利活用方針

福島空港公園は、それぞれ特徴的な4つのエリアに分かれている事から、公園の利活用に関する基本的な考え方を踏まえ、各エリアの利活用方法を示します。

3-1. 公園の利活用に関する基本的考え方

(1) 対象範囲

公園区域(328.6ha)を参画と協働による公園づくりの対象区域とします(未買収地を除く)。



出典:福島空港公園基本計画〔改定〕 施設計画図

(2)安全配慮

参画と協働による公園づくりに関わる全ての人が安全に進められるように、利用ルールを定め、利用する際の安全対策ルールも定めます。

また空港施設への影響や航空法による制限表面の行為規制に支障が生じないよう、利活用内容を事前に確認できる体制を構築します。

(3)様々な活動プログラムの展開とイベント開催

公園が有する各種施設を活用して、自然体験や郷土文化、環境学習、スポーツ、レクリエーション等、様々な活動プログラムを展開できるように、参画団体をサポートできる体制を構築します。

地域の活動・交流拠点化を図るために、参画団体主催のイベント等の開催を検討します。

(4) 自然環境への配慮

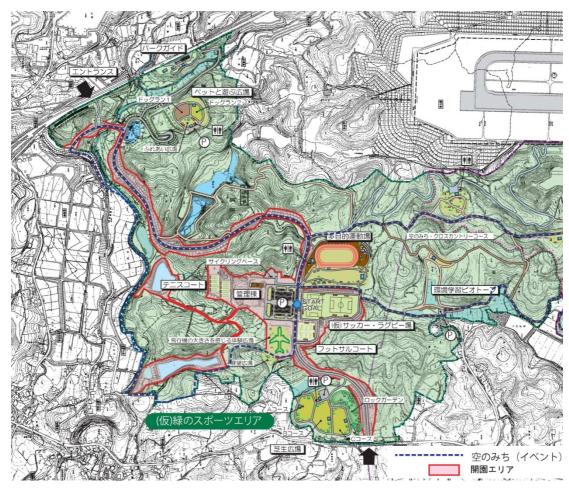
広大な未供用部分は、豊かな自然・里山環境を有しています。

様々な活動の展開を進めていきますが、生態系保全に配慮して動植物を大切にします。

3-2. エリア別の利活用方法

(1)緑のスポーツエリア

〇エリア全体図



出典:福島空港公園基本計画〔改定〕 施設計画図

○緑に囲まれた散策路、スポーツ施設等の活用

- ・既に供用している多目的運動広場やテニスコート、フットサルコートなど有料施設では、 スポーツ大会や練習等で活用されています。
- ・既存樹林地などでは、ノルディックウォーキングや林間の散策の場として、また水田跡等 も利用した自然学習の場として活用できます。

〇ペットと遊ぶ広場の活用

・ペットと遊ぶことができる広場は未整備ですが、造成済みの部分では、仮設機材等を利用 することで、ペットと楽しめる場として活用できます。

活用事例③ わんわん運動会

(日本フリスビードッグ協会、一般社団法人ふくしまプロジェクト主催)





未供用部分であるペットと遊ぶ広場で、わんわん運動会を実施

〇充実した拠点機能の活用

・充実した駐車場などの拠点機能を有するため、21 世紀建設館や芝生広場、そして既存樹林地を、地域交流の場として活用できます。

活用事例① 地域の人と共に考えた手作り冒険遊び場の開催

(開催協力: NPO法人プレーパークせたがや 福島県もりの案内人の会)



こんな遊び場を実現しよう!をテーマに、21世紀建設館で作戦会議を実施



作戦会議の内容を踏まえて、 芝生広場で手作り冒険遊び場を実施

活用事例② 竹馬遊び&ものづくり(NPO 法人竹林再生プロジェクト主催)



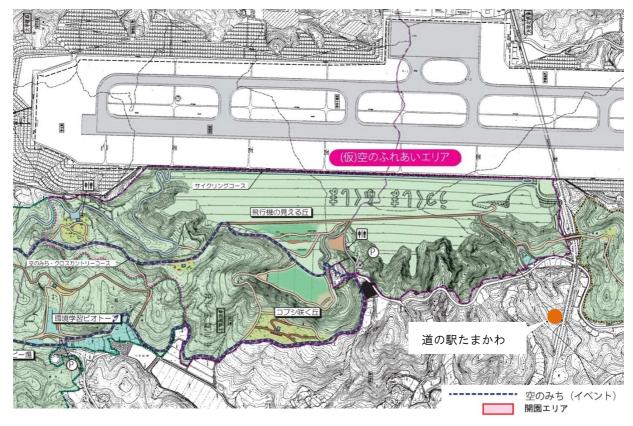
芝生広場で「竹馬検定」を実施



芝生広場にテントを設置し、 ハサミを使った「竹とんぼ」作り体験

(2) 空のふれあいエリア

〇エリア全体図



出典:福島空港公園基本計画〔改定〕 施設計画図

○空のみちの活用

・空港を身近に感じるエリアとして、隣接する「緑のスポーツエリア」や、「野外活動エリア」と連携したサイクリングやノルディックウォーキング、クロスカントリーなどのウォーキングが楽しめる場として活用できます。



○豊かな自然環境の保全と活用

- ・白華山として地元に親しまれた土地であり、空港整備で失われた「こぶしの花」の復活と 保全活動が行われています。
- ・活用にあたっては、「こぶしの花」など貴重な植物の保全に配慮が必要です。

○飛行機の見える丘(制限表面)の活用

- ・飛行機の見える丘(制限表面)は、福島空港の滑走路に隣接し、空港が一望できる場として、空港の広さや飛行機の迫力を体感しながら広大な土地を活用できます。
- ・飛行機の安全を確保するため、空港周辺に設定された制限表面を越えないよう造成された 土地を有するため、活用の際は飛行機の安全に配慮が必要です。

活用事例⑤ ノルディックウォーキング体験会(福島県ノルディックウォーキング協会主催)





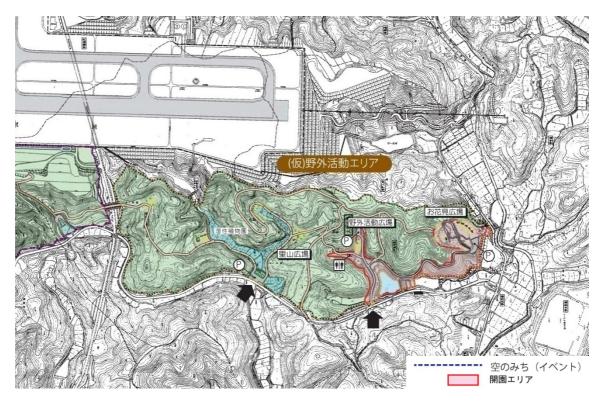
未供用部分である制限表面内をコースに含めた体験会を実施

○「道の駅たまかわ」の利用

・近くにある「道の駅たまかわ」は、ノルディックウォーキングの休息にも使われており、 地元物産の購入もできるため、「道の駅たまかわ」と連携した利用も考えられます。

(3) 野外活動エリア(旧:地球科学エリア)

〇エリア全体図



出典:福島空港公園基本計画〔改定〕 施設計画図

○里山環境を活かした活用

・里山に関するさまざまな学習や自然の中で野鳥観察、昆虫や草花の観察等による環境学習 の場として活用できます。

○充実した拠点機能の活用

・充実した駐車場など拠点機能を有するため、野外活動広場の炊事棟や既存樹林地を活用した地域交流の場として活用できます。

(4) エアフロントエリア

〇エリア全体図



出典:福島空港公園基本計画 施設計画図

○散策や休憩等、公園としての日常的な活用

・日本庭園など修景園地を主体に、鑑賞機能を重視した静的レクリエーション区域となって おり、散策や休憩等に利活用できます。

○充実した拠点機能の活用

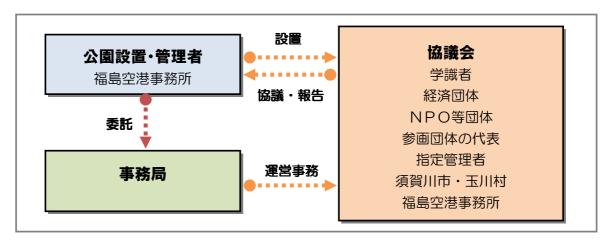
・充実した駐車場など拠点機能を有するため、福島広場等を活用した地域交流の場として活用できます。

4. 参画と協働による公園づくりの推進にむけて

参画と協働による公園づくりの推進にむけて、運営の仕組みと役割分担を示します。

(1)福島空港公園運営協議会の設置

- ・公園設置・管理者(県)は、福島空港公園における「参画と協働による公園づくり」について、必要な事項を協議することを目的とした福島空港公園運営協議会」(以下「協議会」)を設置します。
- ・公園設置・管理者(県)は、協議会の事務作業を行う「事務局」を設置(委託)※3します。
- ・協議会は、公園緑地、地域振興を専門とする学識者のほか、福島空港公園における参画と協働による公園づくりの関係団体として、以下の構成員*4で組織化します。
 - 1) 学識者
 - 2) 経済団体
 - 3) NPO等団体
 - 4) 参画団体の代表
 - 5) 指定管理者
 - 6) 地元自治体(須賀川市·玉川村)

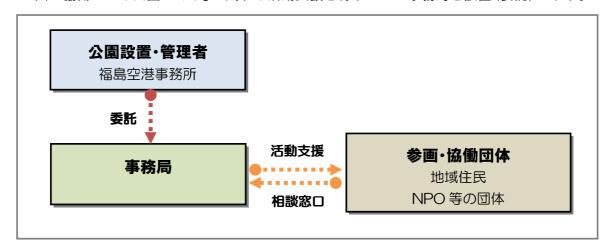


参画と協働による公園づくりの推進体制

- ※3 次期指定管理者選定(平成31年)に合わせ、委託方法の見直しを行います。
- ※4 次期指定管理者選定(平成31年)に合わせ、協議会構成員の見直しを行います。
- ・協議会は、以下の内容の協議を行う意思決定機関とします。
 - 1) 参画と協働による公園づくりの活動計画、活動内容に関すること。
 - 2) 参画と協働による公園づくりの利用ルールに関すること。
 - 3) 参画と協働による公園づくりの普及啓発や広報活動に関すること。
 - 4) その他、参画と協働による公園づくりについて必要なこと。
- ・事務局は、協議会の運営事務を行います。

(2)参画と協働による公園づくりの体制

・公園設置・管理者(県)は、公園で活動する地域住民やNPO等の参画・協働団体の「参画と協働による公園づくり」に関する活動支援を行うための事務局を設置(委託)します。



参画と協働による公園づくりの体制

- ・事務局は、以下の活動を行います。
 - 1) 参画と協働による公園づくりの各種窓口
 - 2) 利用ルールの周知
 - 3) 参画・協働団体の活動支援と人材育成
 - 4) 団体支援・人材育成を目的とした各種活動の企画、運営
 - 5) わくわくプロジェクト^{※5} の企画・運営支援(各種調整)
 - 6) 参画と協働の公園づくりの広報活動と記録作成
- ※5 わくわくプロジェクトとは、公園づくりの普及啓発として、参画団体が一緒にイベントを開催する福島空港公園独自のプロジェクト名称です。第1回は、平成27年11月1(日)に4団体の参画で開催しました。
- ・参画・協働団体は、福島空港公園の「参画と協働による公園づくりの基本理念」に即して 以下の活動を行います。
 - 1) ルールを順守した、自主企画プログラム活動
 - 2) 自主企画プログラムを通じた、利用ルールの改善提案
 - 3) 地域住民や他団体との交流による地域活性化
 - 4) わくわくプロジェクトへの参画・協力

(3)参画と協働の公園づくりルール

- ・公園設置・管理者(県)は、参画・協働団体が円滑に活動できるように、参画と協働による公園づくりルールをとりまとめ、開示します。
- ・参画と協働による公園づくりルールは、以下の項目をとりまとめます。
 - 1) 参画の心得
 - 2) 参画の手順
 - 3) 利用するにあたっての制限(自然環境や空港施設への配慮、未供用部分への立ち入り許可等)事項
 - 4) 安全対策
 - 5) その他公園利用に必要なこと
- ・上記内容は、参画と協働による公園づくりルールブックとしてとりまとめることとし、新たな問題点や課題が生じた際には、協議会にて検討を行い、適宜改善を重ねていくことを前提とします。

(4) 積極的な情報発信

・公園を利用してもらうために、公園の魅力や楽しさを伝える情報発信に積極的に取り組み ます。

(1)福島空港公園運営検討委員会

福島空港公園の今後の目指すべき方向性(基本理念)、および基本理念を踏まえた公園運営の基本方針を検討し、あわせて公園運営の基本方針を具体的に進めていくための運営システムおよび組織づくりについても検討を行うことを目的として、平成26年11月に設置し、平成27年2月までに全6回の検討を行いました。

(2) 福島空港公園運営検討委員会 名簿

役職	氏 名	所属
委員長	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部 造園科学科 教授
副委員長	高木 亨	福島大学うつくしま未来支援センター 特任准教授
委員	阿部 紀久雄	NPO法人 福島県もりの案内人の会 県中県南支部長
"	大八木 健治	NPO法人 はばたけ 21 夢飛行 理事長
"	佐藤 成行	須賀川市大東商工会長
"	鈴木 和隆	NPO法人 うつくしま NPO ネットワーク 事務局長
"	高橋 國一	福島県ノルディックウォーキング協会 会長
"	橋本直子	須賀川商工会議所 青年部 理事 須賀川瓦斯㈱ 副社長
"	渡辺 宏喜	公益財団法人福島県都市公園·緑化協会 理事長
"	木村 勝美 (平成 26 年度) 諏江 勇 (平成 27 年度)	福島県まちづくり推進課長
"	寺木 正宏(平成 26 年度) 本田 伸一(平成 27 年度)	福島県福島空港事務所長
オブザーバー	村上 清喜 (平成 26 年度) 佐藤 忠雄 (平成 27 年度)	須賀川市企画財政課長
"	永林 正典(平成 26 年度) 矢部 玄幸(平成 27 年度)	玉川村産業振興課長

敬称略・委員は五十音順・委員の所属は平成 28 年 2 月時点